

## 有限会社のみなし配当課税不適用

**Q** : 相続で取得した有限会社の出資を3年以内に譲渡した場合は、みなし配当課税が行われなくなると聞きました。どういうことですか？

**A** : 会社法施行後は、株式の譲渡とみなされますので、株式の譲渡と同様、みなし配当課税が行われなくなります。

### 【解説】

現行法では、相続税の負担を軽減するため、相続開始の日の翌日から3年以内に、相続により取得した株式を発行会社に譲渡した場合は、みなし配当課税(所得税率最高50%)を行わず、譲渡所得課税(所得税15%、地方税5%)を適用することが認められています。

ただし、この適用の対象になるのは、上場会社等以外の「株式会社」の株式となっていますので、有限会社の出資については今のところ適用がありません。

しかし、会社法施行後は、有限会社の出資持分は株式とみなされることになっていますので、有限会社の出資持分も上場株式等以外の株式会社の株式に該当し、このみなし配当課税不適用の適用を受けることができますようになります。

この適用を受けるのと受けないのとでは、所得税率が最大で35%異なってきますので、譲渡を検討している人は、注意してください。

なお、この取扱いは、会社法が施行される5月1日以降に行われる譲渡について適用されますので、過去3年以内に相続した出資についても適用が受けられます。

